

税源移譲時の年度間の所得変動にかかわる減額措置について

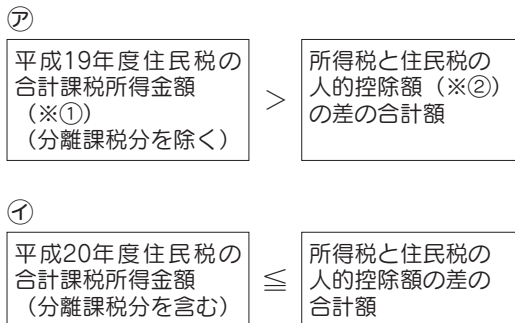
申請が必須です
問い合わせ 財務部課税課

税源移譲に伴う所得税率変更による税負担の軽減を受けられず、住民税率の変更による税負担増の影響のみを受けられた場合は、すでに納付済みの平成19年度分住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額・還付します。この所得変動に伴う住民税の減額・還付を受けるためには、申告が必要です。

減額措置の対象について

平成18年中と比べ平成19年中の所得が大幅に下がり、所得税がかからなくなったかた（左図参照）が対象です。左図中の、②では、平成18年分の所得税がかかるかどうか、①では、平成19年分の所得税がかからないかどうかについて、住民税の課税の状況

別図 減額措置の対象者（②・①両方を満たすかた）



※①合計課税所得金額とは
給与、事業、年金等の「所得金額」から、社会保険料、配偶者、扶養等の「所得控除額」を差し引いたもの。この「合計課税所得金額」に税率をかけたものが、住民税の所得割額。給与や公的年金等の収入金額や所得金額とは異なる。

この合計課税所得金額を確認する場合は、納税通知書や確定申告書（控）、源泉徴収票を参照するか、又は、それらの資料をご用意の上、問い合わせ先へ

※②人的控除額とは
基礎控除、配偶者控除等に代表される本人やその親族の状況による所得控除のこと。

所得税と住民税の人的控除額の差の例

	所得税	住民税	差額
基礎控除	38万円	33万円	5万円
配偶者控除	38万円	33万円	5万円
扶養控除（一般）	38万円	33万円	5万円
特定扶養控除	63万円	45万円	18万円

をともに計算します。
★確定申告や年末調整をしたかたで、その申告以外に他の所得があった場合や、所得税のみの控除（寄付金控除、所得税の住宅ローン控除等）がある場合、申告した所得税額の有無と、この減額措置の可否が異なる場合があります。詳細は問い合わせ先へ

減額措置の申告について

対象となるかたは、平成19年度住民税を課税している市区町村（19年1月1日現在在住まいの市区町村）へ、減額申告書を提出してください。提出期間 7月1日（火）～31日（木）
提出先（東村山市の場合）財務部課税課
★平成19年・20年の1月1日現在いずれも東村山市に住

国民年金

国民年金保険料の免除・納付猶予制度をご活用ください

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来受け取る年金の額が少なくなったり、受給できなくなったりすることがあります。

国民年金制度には、保険料を納付することが困難なかた向けに、免除制度や30歳未満のかたを対象とした若年者納付猶予制度等があります。免除制度等の適用を受ける

生ごみ集団回収に参加しませんか

市では、生ごみのリサイクルを進める集団回収事業を行っています。同事業は、地域の5世帯以上が集まったグループ又は団体がそれぞれの家庭から出る生ごみを分別し、決まった日時・場所に集めたものを、市が無料で回収して生ごみの堆肥化等を行います。参加にあたり専用バケツが必要になりますが、購入費の一部を市で補助します。ぜひ、ご参加ください。



生ごみ集団回収の様子

化粧品びんの出し方が変わりました

市では、これまで「化粧品びん」は、素材の問題から「燃やせないごみ」として収集してきました。しかし、素材がソーダ石灰素材に変更され、「資源」としてリサイクルすることが可能になりました。今後、「化粧品びん」は、「びん・かん・有害物」の収集日、黄色のコンテナに排出するようになります。問い合わせ 環境部ごみ減量推進課

ストップ 地球温暖化！ 第2回クール東村山コンテスト 参加者募集

各家庭で電気使用量の削減に取り組むことで、電力使用に伴い排出される二酸化炭素（CO₂）の削減量を競う「第2回クール東村山コンテスト」を開催します。

地球温暖化防止のため、多くのかたの参加をお待ちしています。ぜひご応募ください。

参加受付期間 6月16日（月）～7月15日（火）

対象 市内在住のかた（太陽光発電システム設置者は除く）

応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、直接又は郵送、電話、ファクス、電子



第1回クール東村山コンテスト受賞者の皆さん

応募用紙等配布場所 情報コーナー（本庁舎1階）、各公民館、管理課（秋水園内・秋津町）、美住リサイクルショップ（夢ハウス）
※応募用紙等は、市のホームページの「新着情報」からダウンロードできます。
コンテストの内容 7月～9月

今月の納税

市・都民税第1期の納期限は6月30日です
市税納付の日曜窓口
6月29日（日）

市税（市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税）納付の日曜窓口を開設します。当日は納税相談も行っていますので、ご利用ください。
日時 6月29日（日）午前9時～午後3時
場所 本庁舎2階納税課
※地下1階の夜間受付よりお入りください。
※事前に、PRのため広報車が市内を巡回します。

住宅の省エネ改修工事に伴い固定資産税を減額します

市では、省エネ改修工事を行った住宅に対し、申請により、床面積120㎡相当分を限度として、翌年度分の税額の3分の1を減額します。

対象家屋 平成20年1月1日以前に建築された家屋
要件 窓の改修工事を含む熱の損失防止のための改修で、自己負担額が30万円以上の場合

※対象となる工事及び要件の詳細は問い合わせ先へ
問い合わせ 財務部課税課

東村山市立第八保育園指定管理者選定委員を募集します

市では、施設の管理運営に指定管理者制度を導入している東村山市立第八保育園の指定管理期間が平成21年3月31日終了することに伴い、指定管理者を選定する選定委員会を設置します。

この委員会は、市民のかたと市の職員で構成され、事業者から提案される公益施設の事業計画の比較検討を行い、最も優れた提案をした事業者を同施設の指定管理者として選定します。

この度、同委員会の委員となる市民のかたを募集しますので、ぜひご応募ください。
募集人数 2名
応募資格 市内在住の20歳以上のかたで、保育サービスに関心や興味をお持ちのかた
任期 平成20年7月～9月ごろ（予定）
※報酬はありません。
選定委員会の開催 3・4回程度（予定）、平日の日中に開催する場合あり
※応募資格及び選定委員会の開催日程の詳細は市のホームページの「新着情報」をご覧ください。問い合わせ 保健福祉部児童課

「市民と市長の対話集会」タウンミーティング開催

地域の課題や市政について、渡部市長と直接話をしてみませんか。市民と市長のタウンミーティングを毎月第3土曜日に開催しています。

日時・場所 下表のとおり
対象 市内在住・在勤・在学のかた
★申込み不要、直接会場へ★手話通訳が必要なかたは、2週間前までに電話又はファクスで企画政策課（FAX 393・6846）へ

※車での来場は、ご遠慮ください。
問い合わせ 政策室企画政策課

タウンミーティング日程・会場一覧

	開催日	会場	時間	電話
第10回	7月19日（土）	市民センター（本町1-1-1）	午前10時～正午	393-5111
第11回	8月16日（土）	富士見公民館（富士見町5-4-51）		397-9581
第12回	9月20日（土）	青葉小学校（青葉町2-33-1）		391-8110